

## コスメコンシェルジュインストラクター規約

### 第1条（本規約の範囲）

本規約は一般社団法人日本化粧品検定協会（以下当協会とする）が認定するコスメコンシェルジュインストラクター（以下 CCIN とする）として活動するに際し、当協会と CCIN との間に適用する。

### 第2条（資格の付与）

次に掲げる全ての要件を満たした場合、当協会はコスメコンシェルジュインストラクター資格（以下「本資格」という）を付与する。

- （1）当協会の個人正会員または法人正会員に所属する社員であること。
  - （2）当協会が主宰するコスメコンシェルジュインストラクター養成コース（以下標準カリキュラムという）を受講しコスメコンシェルジュインストラクター資格認定試験に合格すること（以下 CCIN 試験合格者という）。コスメコンシェルジュインストラクター資格認定試験の審査が通らなかった場合、CCIN 活動ならびにスクール活動を実施してはならない。
  - （3）当協会が別に規定する本資格の認定料を、当協会の指定する銀行口座に振込む方法もしくはクレジットカードで支払うこと。
- 2 本資格の付与の効力は、CCIN 試験合格者が前項の全ての要件を満たし、本規約に同意し、当協会が CCIN 試験合格者に対して本資格の認定証を引渡したときに生じる。
- 3 CCIN の有効期間が終了した場合、CCIN が受けた本資格の付与の効力は喪失するものとする。

### 第3条（CCIN 資格申請申し込みの拒否）

当協会は、CCIN 試験合格者の CCIN 資格申請申し込み（以下「申し込み」という。）に対し、以下の各号の場合は、申し込みを拒否することができるものとする。当協会は、申し込みを拒否したことについて一切の責任を負わず、また、申し込み拒否の理由を、CCIN 資格申請申込者（以下「申込者」という。）に説明する義務を負わないものとする。

- （1）申込者の情報に虚偽がある場合または不明確な場合
- （2）過去に禁止事項を行い当協会が本資格を剥奪したことがある元 CCIN からの申し込みの場合
- （3）犯罪者、犯罪組織、反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）その他公序良俗に反する利用が想定される申込者の場合
- （4）その他、当協会が CCIN にふさわしくないと判断する組織、団体、および個人からの申し込みの場合

#### 第4条（有効期間と更新）

本資格の有効期間は、毎年4月1日から3年間とする。但し、途中入会を認めるものとする。途中入会の場合は、CCINが第2条によりその資格の付与を受けた日から翌々年の3月31日までを有効期間とする。本資格は本規約で定める手続きにより、さらに3年間更新できるものとし、その後もまた同様とする。

2 CCINが、次に規定する全ての要件を満たした場合、本資格は更新されたものとし、CCINは本資格の付与を受け続けるものとする。

- (1) CCINがする更新費を当協会に対して支払うこと。
- (2) CCINの技能を維持する等の目的で本協会が毎年開催するCCIN研修会を受講すること。
- (3) 当協会より本資格を更新しない旨の通知を受けていないこと。
- (4) 次項の異議を述べていないこと。
- (5) 当協会の個人正会員または法人正会員に所属する社員であること。
- (6) 本規約に違反していないこと。

3 本資格の有効期間満了日より1箇月前までに、当協会がCCINに対して本規約の条項の変更をする等更新後の規約内容を変更する旨及び変更後の内容を通知した場合において、CCINが当協会に対し同通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、更新後の規約内容は同変更内容どおりに変更されたものとみなす。

4 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とする。

#### 第5条（更新費）

CCINが当協会に納入すべき更新費は次のとおりとする。

更新費 5,500円（3年毎、更新講習費用含む。）

#### 第6条（更新費の払い戻し）

CCINが当協会に納入した更新費については、その理由の如何を問わず、払い戻しを行わない。

#### 第7条（更新費の納入期限）

本資格の更新を希望するCCINは本資格の有効期間満了日までに、第5条に定める更新費の納入をしなければならない。

#### 第8条（更新費の納入方法）

更新費の納入は、請求連絡到着後すみやかに納入するものとする。納入方法は、銀行振り込みもしくはクレジットカード払いとする。

## 第9条（再認定）

第14条により本資格を喪失したものが再認定を希望し、当協会がそれを認めたときは、再認定が認められる。

2 再認定に際しては、所定の認定料を改めて納入しなければならない。

## 第10条（CCINの権利）

CCINは当協会より本資格の付与を受けた場合、次に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 日本化粧品検定対策講座を自ら主催すること。
- (2) 日本化粧品検定対策講座のCCINを当協会の依頼により務めること。
- (3) コスメコンシェルジュインストラクターを肩書きとして使用すること。

## 第11条（講座開催）

CCINは、日本化粧品検定対策講座を開催する場合、会場および料金を任意で設定することができる。但し、原則として講座開始以前に対価として50万円を超える前受金を受領しないこととし、例外的に講座開始以前に50万円を超える前受金を受領する場合には予め当協会の書面による許可を受けるものとする。

2 CCINは、日本化粧品検定対策講座を開催する場合、当協会が指定する教材、道具を使用するものとする。

3 CCINは、講座内容および指導内容について、当協会が指定する指導要項に従い指導にあたるものとする。

4 CCINが主催する講座運営にかかる費用は、CCINの負担とする。

5 CCINは、主催する日本化粧品検定対策講座の詳細（開催日時・場所・参加費用）を事前に当協会に報告するものとする。

6 CCINが本規約により生じる義務に違反した場合又は違反するおそれがある場合、当協会はCCINに対し、直ちにその主催する対策講座の開催の中止を求めることが出来る。その中止により講座の受講生において損害を生じた場合は、全てその賠償はCCINにおいてなすものとし、CCINは当協会に対し求償は出来ない。

## 第12条（CCINの義務）

CCINは、当協会の活動方針を尊重し、当協会の趣旨に反する活動をしてはならないものとする。

2 CCINは、当協会のイメージを傷つけることがないように、誠実に講座を開催するものとする。

3 CCINは、講座の受講生への対応、フォロー等、誠実に対応するものとする。

4 CCINは、氏名、住所、連絡先及びその他登録に関する手続時より変更が生じた場合に

は、速やかに当協会に届け出るものとする。変更等の未届出による当協会からの通知等の不備、不到達に関する一切の責任は、CCIN が負うものとする。

5 CCIN は、メイクやネイルなどの実技の内容を含む講座を開催する場合、事前に損害賠償事故を補償する保険に加入していなければならない。また、その費用については CCIN 自らが負担するものとする。

### 第 13 条（禁止行為）

CCIN は、活動するにあたり、次の各号記載の行為を行わないものとする。

CCIN が当該行為を行っている恐れがあると当協会が判断する場合には、本資格の停止または剥奪、当協会からの脱退等、当協会が適当と認めるあらゆる措置を講じることができるものとする。

- (1) 受講生の個人情報を不正に利用する行為
- (2) 当協会のカリキュラムをアレンジし、またはその他のものとミックスし、独自に名称を変えて講座を開設、または法人および協会を立ち上げること。
- (3) 当協会と競合する資格を設立すること。
- (4) 講座を第三者に委託すること。
- (5) 本資格を第三者に譲渡すること、並びに本規約上の地位及び本規約から生じる権利または義務の全部もしくは一部を当協会の承諾なしに第三者に譲渡すること。
- (6) 当協会の著作権、商標権等の知的財産権を侵害するような行為。
- (7) 他人の著作権、商標権等の知的財産権、または他人の肖像権、プライバシー権を侵害するような行為。
- (8) 他の CCIN に迷惑のかかる行為。
- (9) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (10) 試験問題の漏洩および協会の運営に支障を与える行為。
- (11) 故意、過失を問わず法令に違反する行為。
- (12) 公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為。
- (13) 動画講座・当協会のセミナーを撮影した動画など WEB にて配信すること。
- (14) 反社会的勢力等に加入する、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与をすること。
- (15) 授業内で特定の会社・商品・成分・考え方を誹謗中傷すること。
- (16) 授業内で特定の会社・商品・成分・考え方を宣伝、広告すること。
- (17) 授業内で生徒に対し、当協会の許可なく化粧品及びその他関連機器の販売をしてはならない。ただし、講義で使用するための化粧品及びその他関連機器は事前申請の元、当協会が許可したものは販売できるものとする。
- (18) その他、当協会が不適切と判断する行為。

#### 第 14 条（本資格の停止・剥奪）

当協会は、CCIN の行為が以下の各号のいずれかに該当する場合、CCIN の承諾なく本資格の権利を停止し、又は本資格を剥奪することができる。CCIN は、本資格の権利が停止され、又は本資格を剥奪された場合には第 10 条に定める CCIN の活動を一切実施してはならない。

- （1）本規約に違反した場合
- （2）前条の禁止行為に該当する行為があったと当協会が判断した場合
- （3）CCIN の情報に虚偽の内容があることが判明した場合
- （4）当協会の活動に対する妨害の行為があった場合
- （5）本資格を不正に利用した場合
- （6）講座の受講生より度重なるクレームが当協会に届いた場合
- （7）当協会の個人正会員または法人正会員に所属する社員ではなくなった場合。
- （8）その他、当協会が不適切と判断した場合

#### 第 15 条（調査）

当協会は、いつでも当協会が委ねた者により、CCIN 主催の講座が適切に実施されているかの調査を実施することができる。また、調査によって発生した受講料については原則当協会に返金するものとする。

#### 第 16 条（秘密保持）

CCIN は本資格の有効期間中並びに本資格有効期間終了後、当協会によって開示された、もしくは業務の遂行過程で取得した、当協会固有の技術上、営業上その他事業の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として扱うものとし、これらの情報を CCIN 活動の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない。

#### 第 17 条（賠償責任）

CCIN は、本規約に違反することにより、または CCIN としての活動に関連して当協会に損害（合理的な弁護士費用も含む。）を与えた場合、当協会に対しその損害を賠償するものとする。

#### 第 18 条（免責事項）

当協会は、本規約で特に定める場合を除き、CCIN が CCIN としての活動に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を一切負わないものとする。

2 当協会は、CCIN の活動に関して、講座の受講生または第三者から損害賠償の請求その

他の主張若しくは請求がなされた場合には、CCIN が、これに対処しなければならない。この場合、CCIN は、その責任と費用で当該主張又は請求に対処するものとし、当協会が当該主張又は請求に対処するために生じた一切の損失、損害、費用等（合理的な弁護士費用を含む。）を補償するものとする。

3 CCIN は、CCIN としての活動に伴い、受講生または第三者に対して損害を与えた場合、受講生または第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決する。CCIN が CCIN としての活動に伴い受講者または第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とする。

4 当協会は、当協会の活動の停止・中断、当協会のサービスの利用不能若しくは変更、当協会の消失、または当協会による CCIN に対する本資格の停止・剥奪等その他当協会の活動に関連して CCIN が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとする。

#### 第 19 条（確認条項）

本資格の付与は、当協会が CCIN に対して、CCIN の事業における成果を何ら保障するものでなく、又、各講座の開催を含めた CCIN の行う事業に関して一切の責任を負うものでないことを確認する。

#### 第 20 条（本規約の変更）

当協会は、当社が必要と判断した場合には、本規約の内容をいつでも変更できるものとする。その場合の CCIN の活動条件は、変更後の新規約によるものとする。

#### 第 21 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本国が定める法律、法令、政令が適用されるものとする。

#### 第 22 条（合意管轄）

当協会と CCIN との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

一般社団法人日本化粧品検定協会

平成 29 年 7 月 1 日 制定・施行

平成 30 年 4 月 1 日 改正・施行

平成 31 年 10 月 1 日 改正・施行

令和 1 年 10 月 1 日 改正・施行